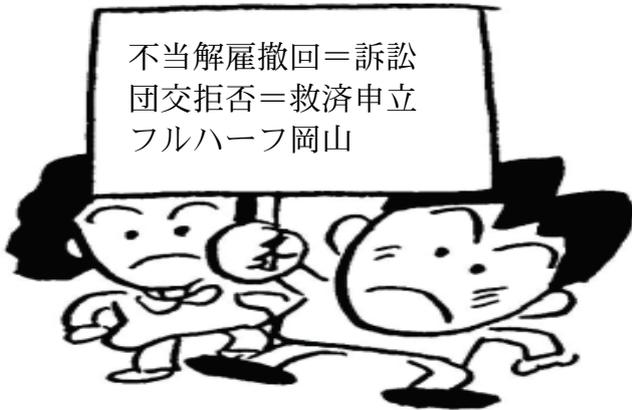


# 岡山地域労働組合ニュース

第95号、10年8月20日 《連絡先》岡山市北区春日町5-6、Tel086-221-0133



## 職場復帰支援プラン途中で突如解雇

備前市の自動車関連会社フルハーフ岡山で、一昨年来の経済危機を口実に180人いる労働者に対して、希望退職と県外の関連会社への出向合わせて130人を削減するとして、労働組合とも合意しました。

09年4月、以前から家庭の事情も考慮されずに出向を強要されていた労働者が、食欲低下、体重減少、入眠困難など抑うつ状態となりました。会社は、希望退職に応じなかったその労働者に対して出向命令を出しました。

当人は受診し自宅療養の診断を受け、地域労働組合に加入し、休業の条件などを確認して治療を続けました。

9月に症状は改善し、「職場復帰可能」との診断書を提出し、組合は「職場復帰支援プラン」の協議と実施を要求しました。会社は産業医から主治医への「情報提供依頼」を行い、産業医の本人面談が行われました。ところが、会社は10年2月に突如解雇通告を出し、組合の団交申入れにも応じませんでした。

組合は、団交拒否の不当労働行為救済申立と本人の解雇無効の裁判を提訴してたたかっています。

## 地元銀行で、異常な懲罰・降級降格

10年4月、地元銀行から子会社に出向していた労働者の労働時間の変更が一方的に指示されました。本人は家庭の事情があり、休日出勤の少ない状況で長らく働いてきており、この変更は、受け入れ難く子会社の社長に話に行きました。

ところがこのことが「組織の和を乱す」行為として、自宅待機。その後本社の懲罰委員会にかかりました。

5月、本人は、これについて県労委のあっせんを申請し、あっせん合意しました。その直後会社は、懲罰委員会の決定として、降級・降格処分を通告、月額5万円以上の減給となりました。地域労組に加入して、団体交渉をして処分撤回を求めました。

## 派遣会社グロップの派遣切り 契約残期間の賃金支払い請求一

一昨年末の経済危機の際、総社にある三菱自動車関連のアステア社に派遣されていた労働者が派遣切りに会い、地域労組の相談。寮も追い出されて、岡山市会議員の紹介で安いアパートに住みました。

組合は、派遣契約残期間3カ月分の賃金などを要求して団交しましたが、会社は登録派遣は、派遣契約終了をもって解消されるので支払い義務はないと居直っていました。その後労働局の個別労使紛争あっせんなどを行いましたが、解決せず訴訟を準備中。



## 岡山地域労働組合第28回定期大会の招集 10月10日10時 - 12時岡山勤福セン

- 規約第21条により定期大会を招集します。
- 役員選挙の公示  
規約第26条により役員選挙を公示します。
- 1. 定数=執行委員長1、副執行委員長2、書記長1、書記次長1、執行委員4、

- 会計監査1
- 2. 立候補締め切り=10月5日、地域労組事務所必着(用紙は、事務局にあります)
- 3. 投票 10月10日の定期大会において
- 欠席の場合委任状を提出して下さい。